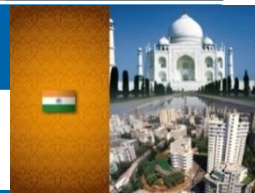


# インド債券ファンド（毎月分配型）

## モディ政権への期待回復とインド債券



平素は「インド債券ファンド（毎月分配型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。当ファンドの実質的な運用を担当する「コタック・マヒンドラ」グループ（以下、コタック）のファンドマネージャーによる、インド債券市場の動向、市場見通し、運用方針に関するコメントをご紹介します。

### 経済の安定とインフレ率の低下で好調が続くインド債券

#### モディ政権誕生後のインド債券の振り返り

- 2014年5月にモディ政権が発足して3年が経ちました。モディノミクス（モディ政権の経済政策）の効果でインド経済は安定感を増しました。また、モディ政権の発足に先立ち2013年9月に就任したラジャン前RBI（インド準備銀行）総裁の手腕等によって、インドのインフレ率は大幅に低下しました。
- 経済の安定を受けてインド債券は好調に推移しています。中でもインドルピー建て債券はインドのインフレ率低下を受けて利回りが低下（債券価格は上昇）しています。

#### 今後のインド債券の見通し

- 7月にGST（物品・サービス税）が導入されました。これまで複雑だった間接税制が大幅に簡素化され、税収の増加も期待されるため、中長期的にインド経済にプラスの効果があると予想されます。また、生活必需品などを非課税あるいは低い税率としたことから、大きなインフレ要因とはならないと考えています。
- 2017年の雨季の降雨量は平年並みとの予想のため、農産物や食品等の価格上昇懸念は後退しており、当面の間、CPI（消費者物価指数）の上昇率は、RBIの目標レンジである2~6%の間で推移すると考えています。
- 8月以降にRBIが政策金利を引き下げる可能性も十分にあると考えています。また、政策金利の引き下げがなくとも、今後予想されるインド経済のさらなる安定化でインドルピー建て債券の利回りは中期的に低下（価格は上昇）するとみています。

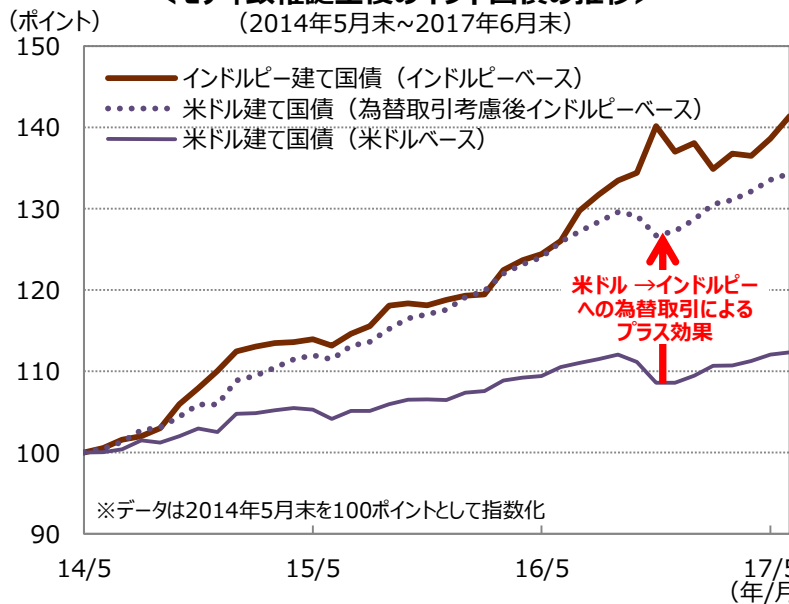


当ファンドの実質的な運用を担当するコタックのファンドマネージャー  
タンビール・セティ氏

### モディ政権下でインドルピー建て債券が相対的に優位

＜モディ政権誕生後のインド国債の推移＞

(2014年5月末～2017年6月末)



- モディ政権誕生後、経済の安定やインフレの低下により、インド債券は堅調に推移しています。
- 2015年末以降、政策金利の引上局面に入った米国金利の影響を受けている米ドル建て債券に比べると、インドのインフレ率低下の恩恵を受けてインドルピー建て債券は相対的に優位です。
- ただ、当ファンドでは米ドル建て債券に投資を行う場合、実質的にインドルピー建てとなる様子を為替取引を行っています。そのため、米ドル建て債券も為替取引考慮後では、インドルピー建て債券に近いリターンを確保できています。

(注1) インドルピー建て国債はJPエルガンGBI-EM Broadインド、米ドル建て国債はJPエルガンEMBI Globalインド。

(注2) 為替取引の影響はインドルピー-NDFインプライド金利、米ドルLIBOR、インドルピー-LIBORから算出したデータを使用。算出方法の詳細は4ページの\*4を参照ください。

(出所) Bloomberg

※上記は過去の実績および当資料作成時点での見通しであり、当ファンドの将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

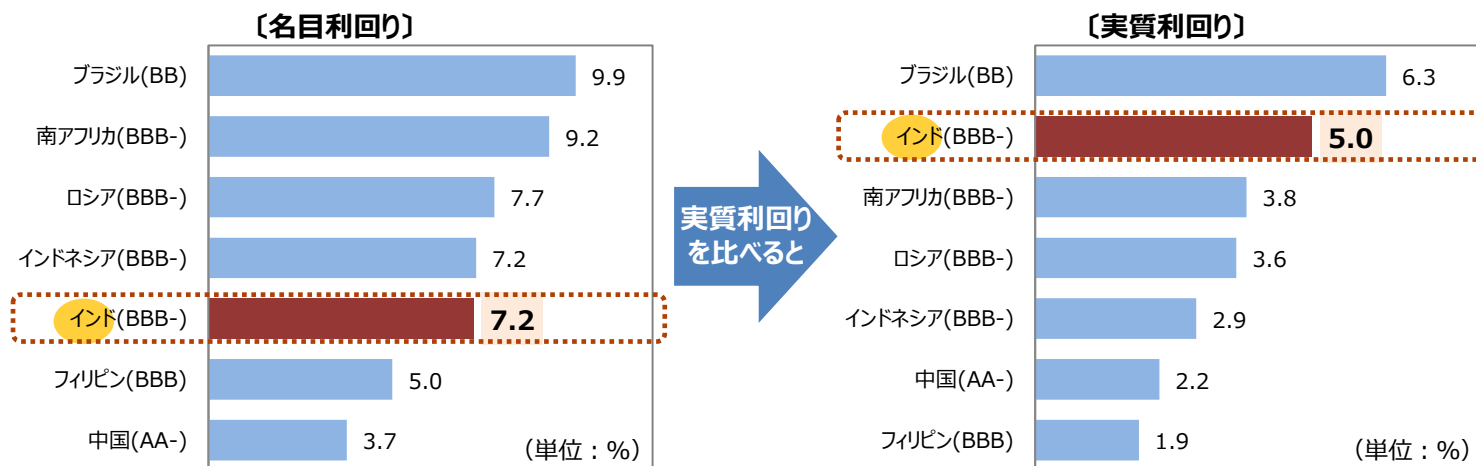
## 引き続き魅力的なインドルピー建てインド債券の利回り

- インドルピー建てインド国債の利回りは約7%であり、引き続き魅力的な水準です。
- インドのインフレ率は相対的に低いため、インフレ率を差し引いたインドルピー建てインド国債の実質利回りは約5%であり、主な新興国の自国通貨建て債券の中でも相対的に投資魅力度が高いといえます。

〔債券の実質利回りの考え方〕

各国の短期金利や債券利回りは各国のインフレ率を基準にその水準が決まります。そのため、インフレ率を差し引いた債券の実質利回りはインフレ率よりもさらに上乗せされた利回りということになります。一般的に、実質利回りが高いほど投資魅力度が高いと考えられます。ただ、債券利回りには各国の信用リスクも含まれており、債券の実質利回りの比較は同程度の格付けの国々の間でのみ有効です。

＜主な新興国の自国通貨建て国債の利回り比較＞（2017年5月末）



(注1) 格付けはMoody's、S&Pの自国通貨建て長期債格付けのうち最良の格付けを表示。

(注2) 各国の自国通貨建て国債の利回りは、JPモルガンGBI-EM Broad各国指数の最終利回り。

(注3) 各国の自国通貨建て国債の実質利回りは、JPモルガンGBI-EM Broad各国指数の最終利回り-各国のCPI上昇率で算出。

(出所) Bloomberg

## インフレリスクの後退で政策金利引き下げの可能性も

- 食品・飲料価格の上昇率の低下により、2016年8月以降CPIの上昇率は大きく低下しています。
- 一方、インドの政策金利は2016年10月以降引き下げられておらず、インフレ率との乖離が大きくなっており、**政策金利引き下げの可能性は高まっています。**
- コタックでは、2017年8月以降に政策金利が引き下げられる可能性が高いと予想しています。

〔インドのインフレに関して注目すべき要素は？〕

インドでは個人消費に影響を与えるCPI（消費者物価指数）に関しては、インド料理に欠かせない玉ねぎ等の食品・飲料価格の動向に、企業業績に影響を与えるWPI（卸売物価指数）に関しては原油価格の動向に注目が必要です。

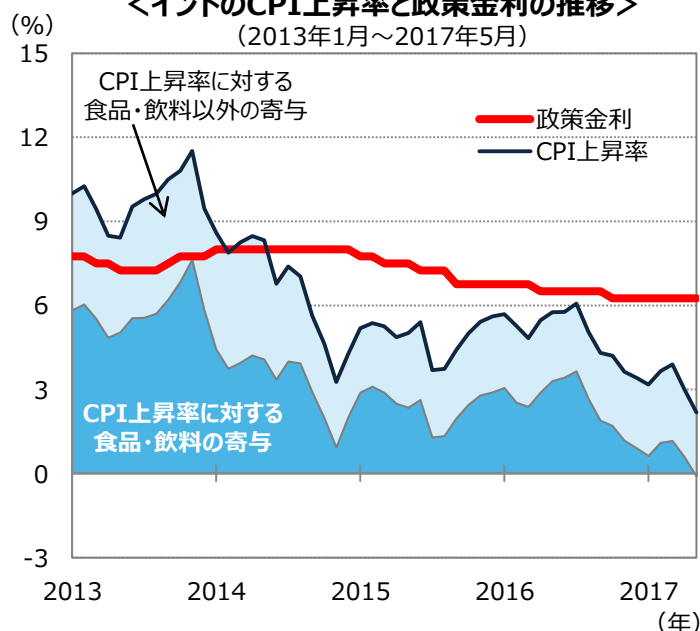
農産物の作柄を左右する雨季の降雨量は平年並みとの予報が出ており、さらにインドルピーも対米ドルで堅調なことから、インドのインフレリスクは後退しています。

(注1) 政策金利はレポレート目標値。

(注2) CPI上昇率に対する食品・飲料の寄与は、食品・飲料の上昇率とCPIに占めるウェイトから算出。

(出所) Bloomberg

＜インドのCPI上昇率と政策金利の推移＞  
(2013年1月～2017年5月)

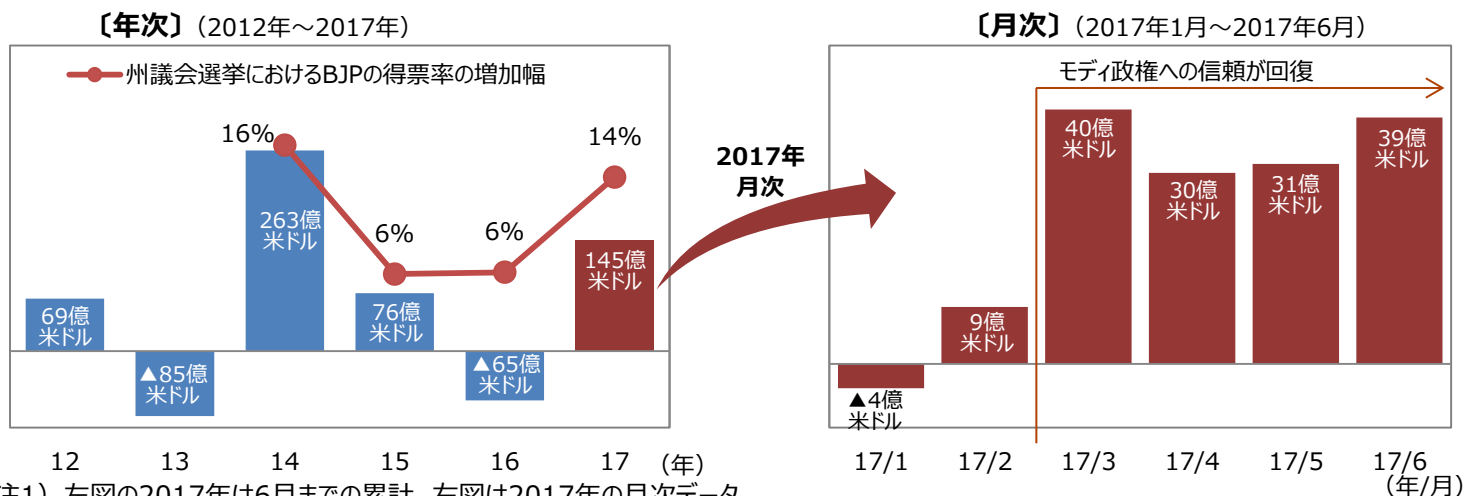


※上記は過去の実績および過去の実績から算出したデータならびに、当資料作成時点での見通しであり、当ファンドの将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## モディ政権への期待回復で外国機関投資家の買い越し額が増加

- 2017年3月に開票された、ウッタル・プラディシュ州を含む5州の州議会選挙では、**モディ首相率いるBJP（インド人民党）が圧勝し、モディ政権誕生時に近い期待の高さが確認されました。**
- 同時に、汚職撲滅を目指した高額紙幣廃止（2016年11月）の影響で鈍化したインド経済も**2017年1-3月期を底に持ち直しの兆しが表れたこともあり、モディ政権への期待が高まりました。**
- その結果、**2017年3月以降、外国機関投資家はインド債券に積極的な投資を行っており、年初から6月までの累積買い越し額はモディ政権が誕生してインド経済に対する期待が高まった2014年を凌ぐペースとなっています。**

### <外国機関投資家によるインド債券の買い越し額>



（注1）左図の2017年は6月までの累計。右図は2017年の月次データ。

（注2）外国機関投資家がインド債券を売り越した場合はマイナスで表示。

（注3）州議会選挙におけるBJPの得票率の増加幅は、各州の前回選挙時に対する増加幅。

（出所）Bloomberg、コタック

## GST（物品・サービス税）がインド債券に与える影響

- インド政府はGST導入によりインフレ率の上昇や個人消費の減退が起きないように、生鮮食品、教育、医療を非課税としており、**インフレ率の急上昇やインド景気が減速する可能性は低いと考えられます。**
- GST導入で、徴税漏れや納税逃れが減少すると予想されています。**GST委員会やRBIは、徴税率の改善がインド経済にかなりのインパクトを与えるとみています。
- 納税額の増加により、財政赤字の削減や機動的な財政出動が可能となり、**インド国債の格上げやインド経済拡大の可能性が高まるため、GSTの導入はインド債券にとってプラスに働くと期待されます。**

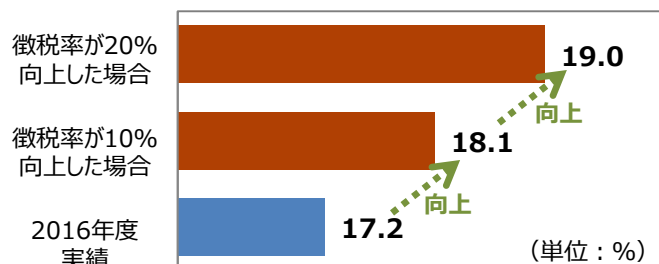
### <GSTにおける主な非課税品目とCPIに占めるウェイト>

非課税品目名	CPIに占めるウェイト
生鮮食品	30.0%
教育	4.5%
医療	5.8%
	40.3%

（注）右図はGST委員会やRBIのデータを基にコタックが作成した推定値。

（出所）コタック

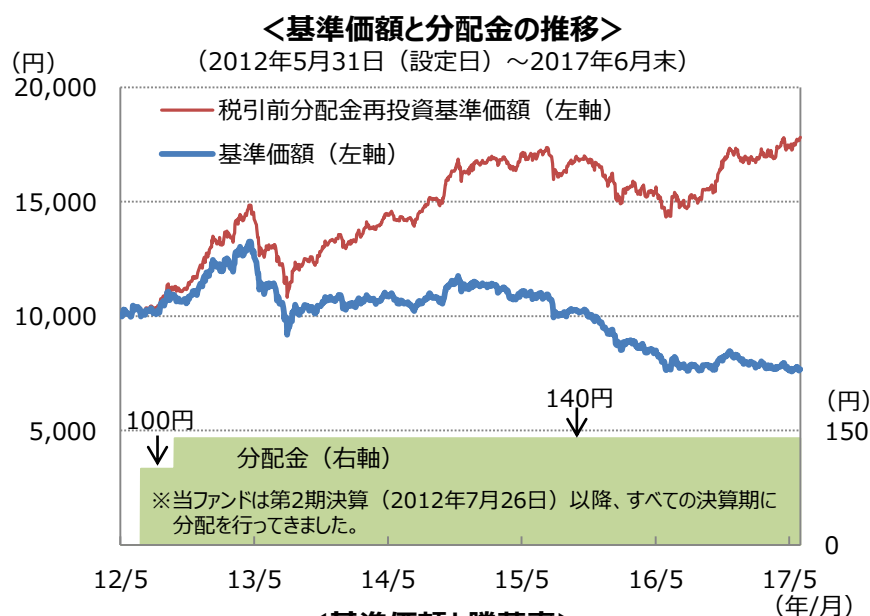
### <徴税率向上後のGDPに対する税收の比率>



※上記は過去の実績および当資料作成時点での見通しであり、当ファンドの将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## 今後の運用方針

- FRB（米国連邦準備制度理事会）は、2017年の1年をかけて、政策金利の正常化に向けた動きを続けることが予想されるため、米ドル建てインド債券の利回りは上昇（債券価格は低下）傾向が続きそうです。したがって、**当面は中期的に利回りの低下（債券価格の上昇）が期待されるインドルピー建て債券中心の運用を継続します。**
- インドルピー建て債券については、短期的な利回り横這い局面と、中期的な利回り低下局面のいずれにも対応できるように、**最終利回りが高く、デュレーションは長い（金利感応度は高い）債券を中心に組み入れを行います。**その狙いは、以下の2点です。
  - ①**最終利回りを高めることで、当面予想される債券利回り横這い局面において、インカムゲイン（クーポン収入）の積み上げを目指します。**
  - ②**金利感応度を高く維持することで、将来の債券利回り低下（債券価格上昇）局面において、キャピタルゲイン（債券価格上昇による収益）の獲得を目指します。**



＜基準価額と騰落率＞  
(2017年6月末)

基準価額		基準価額の騰落率 <sup>*1</sup>	
基準価額	7,681円	過去6か月	5%
税引前分配金再投資基準価額	17,808円	過去1年	23%
		過去3年	26%
		設定来 <sup>*2</sup>	78%

\*1 基準価額の騰落率は、税引前分配金再投資基準価額から算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

\*2 設定来の騰落率は、設定日（2012年5月31日）前日の基準価額を10,000円として算出。

＜ポートフォリオの状況<sup>\*3</sup>＞  
(2017年5月末)

特性値	
項目	データ
残存年数（年）	7.9
最終利回り（%）	6.6
修正デュレーション（年）	5.3
平均格付	BBB-
為替取引 <sup>*4</sup> によるファンドへの影響額の試算（年率、%）	1.0

資産構成比率（%）	
資産	構成比
債券等	96.4
（うち、インドルピー建て債券）	（71.4）
（うち、米ドル建て債券）	（25.0）
現金等	3.6

\*3 ポートフォリオの状況は2017年5月末時点であり、左の図表とは時点が異なります。

\*4 米ドル建て債券に投資を行う場合は、実質的にインドルピー建てとなるよう為替取引を行います。この為替取引による影響額の試算値をご参考として掲載しています。試算値は「インドルピー-NDFインプライド金利（20日移動平均）-米ドル短期金利」と「インドルピー-短期金利-米ドル短期金利」の低い方の数値に米ドル建て債券の構成比率を乗じた理論的な数値であり、実際の運用における数値とは異なります。また、将来の運用成果・分配金等を約束・示唆するものではありません。

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注2) 分配金は1万口当たり税引前。

(注3) 特性値において、為替取引によるファンドへの影響額の試算以外は、ポートフォリオが保有する各銘柄の数値を加重平均した値です。

(注4) 平均格付とは、当ファンドが保有している債券にかかる信用格付を加重平均したものであり、当ファンドにかかる信用格付ではありません。

(注5) 構成比率は、当ファンドが主な投資対象とする2つの外国投資信託の純資産総額の合計値を100%とした値です。

(出所) コタック、Bloomberg

※上記は過去の実績および当資料作成時点の運用方針であり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※上記は過去の分配実績であり、今後の分配をお約束するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市場動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

## ファンドの特色

- 主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。
  - インドの債券とは、国債、政府機関債、地方債、社債、国際機関債等です。
  - 社債は、インドの企業およびその子会社や関連会社等が発行する債券等とします。
  - インドルピー建ての債券のほか米ドル建て等の債券に投資を行います。米ドル建て等の債券に投資を行う場合は、原則として実質的にインドルピー建てとなるよう為替取引を行います。
  - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
  - 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

※インド国内のインドルピー建て債券への投資は、投資ライセンスおよび投資枠の関係で大幅に制限される場合があります。
- 実質的な運用は、現地の債券運用に強みを持つ「コタック・マヒンドラ」グループが行います。
  - 外国投資信託の配分比率に関し、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）の投資助言を受けます。
  - 投資対象とする外国投資信託は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）が運用を行います。
- 毎月決算を行い、決算毎に分配を行うことを目指します。
  - 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行うことを目指します。
  - 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定しますが、市況動向等によっては、分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

#### ■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

## 投資リスク

## ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、一部の通貨においては、直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。
- インドの債券市場において、外国機関投資家がインドルピー建て債券に投資を行う場合、FII（Foreign Institutional Investors）制度に基づく投資ライセンスの取得や入札等による投資枠の取得が必要となります。そのため、当初設定から一定期間は、インドルピー建て債券への投資割合がゼロとなることが想定されるほか、投資枠の取得状況や利用状況によっては、投資開始後においても当該投資割合が低くなる場合があります。  
インドルピー建て債券への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。  
今後、上記のFII制度および税制は変更される場合があります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

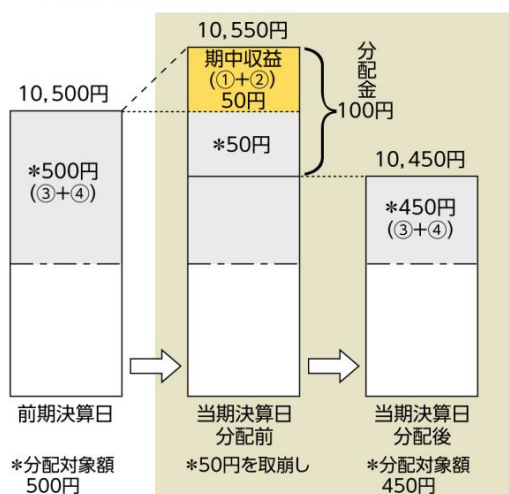
ファンドで分配金が  
支払われるイメージ



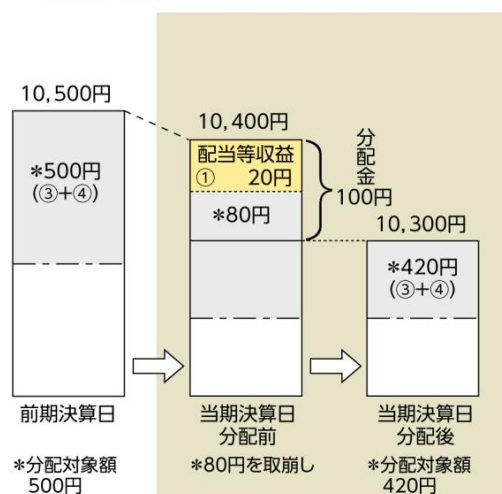
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



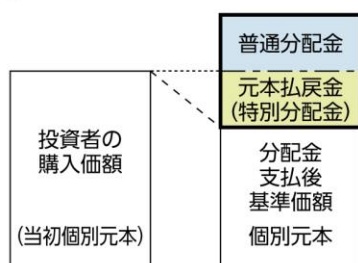
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

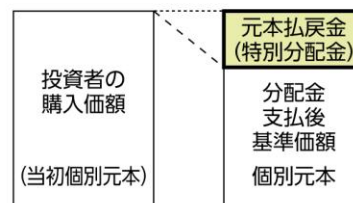
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※ 元本払戻金 (特別分配金) は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は **非課税扱い** となります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

**お申込みメモ****購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

**購入価額**

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

**購入代金**

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

**換金単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

**換金価額**

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

**換金代金**

原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。

**信託期間**

2012年5月31日から2022年5月26日まで

**決算日**

毎月26日（休業日の場合は翌営業日）

**収益分配**

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

**課税関係**

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税制上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

**お申込不可日**

インド（ムンバイ）、モーリシャス、シンガポール、ニューヨークの銀行休業日またはインドの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。



## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料  
購入価額に3.78% (税抜き3.50%) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額  
ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）  
ファンドの純資産総額に年1.08% (税抜き1.00%)の率を乗じた額です。  
※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、年1.72% (税抜き1.64%) 程度となります。
- その他の費用・手数料  
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。  
※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## 税金

### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

### 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ：http://www.smam-jp.com</p> <p>電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>株式会社りそな銀行</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>

## 販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	金融商品取引業協会 一般社団法人 第二種	日本投資顧問業協会 一般社団法人	金融先物取引業協会 一般社団法人	投資信託協会 一般社団法人	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○					
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○					
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○					
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第6号	○					
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第3号	○					
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第8号	○					
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○					
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○					
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○					
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○					
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○					

## 重要な注意事項

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2017年6月末